

【消費者庁からの連絡】身に覚えのない不正出金に関する注意喚起について

消費者庁では、金融庁、警察庁と共に「身に覚えのないキャッシュレス決済サービスを通じた銀行口座からの不正な出金」

に関して注意喚起資料を公表しました（令和2年10月14日）

犯罪者が、不正に入手したお客さまの口座情報等をもとに、キャッシュレス決済サービス（〇〇ペイ、〇〇Payなど）のアカウントを開設するとともに銀行口座と連携したうえで、預金を不正に引き出す事案が多数発生しています。

【ご注意いただきたいポイント】

- ・こうした不正出金は、キャッシュレス決済サービスをご利用されていないお客さまのほか、インターネットバンキングを利用されていない方も被害に遭われています。
- ・ご自身の銀行口座に不審な取引がないか、お取引先の銀行口座のご利用明細（インターネットバンキングの入出金明細や通帳など）を今一度ご確認ください、口座情報の管理にご注意願います。
- ・銀行口座に身に覚えのない取引があった場合には、お取引先銀行またはご利用明細に記載されているキャッシュレス決済サービスを提供する事業者にご相談ください。
- ・銀行およびキャッシュレス決済サービス事業者は、このような悪意のある第三者による不正な出金による被害について、連携のうえ全額補償を行っています。
- ・こうした事案に便乗した詐欺にもご注意ください。

詳細は、添付ファイル及び下記URLを御覧ください。

消費者庁HP→https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/caution/caution_025/

金融庁HP→<https://www.fsa.go.jp/news/r2/sonota/20201014.html>

【担当課】

消費者庁消費者政策課

TEL : 03-3507-9197（直通）